

# 第13回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会

## 概 要

日時 平成19年11月16日（金）  
午後 1 時30分から午後 4 時まで  
場所 青森国際ホテル 3階「孔雀の間」

（漁港区域の保全地域指定について）

佐々木会長

住民対象の説明会において、「漁港の緩斜面（斜路）が、海鳥であるシギ、チドリが休息する重要な場所となっている」という住民意見に対して、事務局では「工作物であるから外した」と回答している。

この緩傾斜というのは、より自然に近づけようという護岸であるから、あえて人工物であるから指定から外すというのではなく、斜路は、鳥がたくさん飛来するが、使用目的が船揚場であり特定の使用目的で造ったものであるから、という理由にしておいたほうがよい。

大坂委員

船揚場というのは大変貴重な探鳥場所であり、重要な場所であることに違いはない。

（今までの保全地域との比較について）

附田委員

今回の馬淵川流域保全地域（案）は、これまでの保全地域と様相が大きく異なる。

馬淵川は、岩手県に水源地があり、上流区域を占めている。また、今まで保全地域に指定した流域は国有林が多く、民有林が少なかったが、今回はその逆であり、民有林が多い。つまり、開発が相当進んで、保全すべき自然度の高いところが少ない。

そういった中で、今回はどうするのかと聞いていたところ、これまで蓄積された資料の中から保全すべきところを拾い上げ、非常に努力したということで、事務局案を大きく評価したい。

（地域住民の意見について）

附田委員

住民対象の説明会において、保全計画（案）中の「持続可能な森づくり」に関連して「県の協力・助成はあるのか」という質問に対して、事務局では「保全地域指定によってすぐに具体的な事業を実施するということではない」と回答している。

一方、保全計画（案）中では、「複層林への誘導など多様な森林の造成を図る」と言い切

っており、積極的な計画となっている。

両者にずいぶんギャップがあるが、説明会において、地域住民からは「ここも保全地域してほしい」といった積極的な意見が出ており、それを酌むならば、県ももう少し前向きになっていいのでは。

住民としては、実現性を、つまり創造のことを相当強く望んでいる。

事務局

配布した資料にはかなり省略してまとめたものであるから、補足したい。

確かに、当条例によってすぐに事業をやるものではないと回答したが、実際の事業実施に当たっては、意見については各課に伝える旨、お答えした。

ただ、具体的な事業については、あくまでも予算及び事業課の事業計画に基づくものであるから、実施についてすぐには返事をできないということで、住民の方には御理解いただいている。

( 溪畔林・河畔林について )

田村委員

溪畔林・河畔林について、今回の保全地域(案)には反映されているのか確認したい。

事務局

配布した位置図では、河川の保全地域は一本の線になっているが、川沿いのすぐ隣接する溪畔林はおおむね入っている。

佐々木会長

今回の事務局案では、ほとんど溪流と考えられるところも河川の保全地域となっており、溪畔林も含まれている。河川の保全地域指定区域全般に溪畔林・河畔林が含まれているということで、評価したい。

( 欠席委員の意見 )

東委員(佐々木会長代読)

川をできるだけ取り込むようお願いしたい。生物にとって貴重な場所であるので、審議会で議論していただきたい。

環境レッドデータブックリストが今年8月に改訂されたので、確認してください。

清野委員(佐々木会長代読)

河川が連続的に保全地域に入った点は評価する。

海岸線が長区間にわたり保全地域指定されることは大きな意味がある。

自然、景観、漁場としてだけでなく、青森県沿岸地域の歴史・文化にもかかわる生活形態、風習、自然、資源利用等が潜在している可能性がある。保全地域指定は場の指定であるが、そういった人間の営みを保全する点も強調されていて、評価したい。

森林について、上流の指定は非常に重要であり、青森県の県土の大半を占める森林の保全を是非お願いしたい。

(保全計画(案)について)

田村委員

創造に関して、保全計画(案)中には、ソフト、ハード両面において自然に調和した森・川・海づくりをやっていくと、わりと詳細に記載されている。創造の中身についてはこれでよいと思うが、保全地域の中でどれだけやっていくかということにかかっていると思う。

(河川公園について)

大坂委員

県内の河川で、人工物を作り公園のようにしたのはいいが、草が生い茂りあまり人が利用しないところもあるので、もう少し考えたらどうか。

佐々木会長

人が入って、自然の中の雰囲気味わう、体感するといった所は、一回設定したら徹底して手をいれるべき。そういった所は手を入れて守っていくという考え方をはっきりし、区別したほうがよい。

(保全地域標示看板について)

田村委員

保全地域標示看板について、先日、大畑川流域のものが老朽化していたので、県にお知らせした。管理体制をしっかりとしてほしい。

事務局

大畑川流域保全地域標示看板については、表面の塗装が落ちていたので、今般、全部改修した。ふるさと環境守人にも、巡視時に確認するよう指示したところである。

(住民団体の活動について)

大坂委員

時々、植物の盗掘をしていそうな人に注意したりするが、双眼鏡を下げているだけでもだいぶ違う。馬淵川流域で活動している団体も多くあるが、腕章を作成して着けるだけでも、盗掘、密漁等の防止に対して大きな効果があると思う。

佐々木会長

やはり、そういうことは流域の団体に任せるしかないかもしれない。

馬淵川グランドワークで、活動している団体が集まって交流会をやったことがあったが、交通費等の問題もあり、限られた団体しか呼べなかった。

そこで、各団体に対して活動内容を書いてもらい、ハンドブックを作成した。

馬淵川・新井田川流域も本当にたくさんの団体が活動している。

(青少年の健全育成について)

梅津委員

昨年から、水環境の全国一斉調査に参加している。森・川・海を守っていかなければと  
いうことで、だんだん輪を広げていきたい。

保全計画(案)中にも、「流域の小学校児童による環境学習と連携し」とあるが、良質な  
水資源がある日本では、公的機関も、色々な青少年団体も、本当に取り組んで啓蒙し、時  
代を担う子供たちに教え込まなければならないと思っている。

(表彰制度について)

附田委員

ふるさと環境守人も非常に一生懸命やっているようであるので、広い意味で条例をうま  
く機能させるためにも、表彰制度を考えてみたらどうか。

事務局

青森県河川環境美化活動等表彰制度というものがあり、現在、表彰の対象を拡大すべく  
制度改正を検討している。守人についても基準を満たせば表彰しようということで、検討  
している。

(まとめ)

佐々木会長

「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に係る馬淵川流域・新井  
田川流域の保全地域(案)・保全計画(案)について、事務局から提案されたとおり、この  
審議会では了承したい。

全委員

異議なし。

(事務局報告事項)

事務局

今年3月に審議いただいた高瀬川流域については、先日、保全地域指定告示を行い、流  
域市町村にリーフレットを配布したところである。

馬淵川・新井田川流域についても、このような形で作業を進めたい。